

- また、事業計画申請の際に、法人については、総会資料の提出を求めており、財務諸表等により事業実施主体の経営状況を確認している。
- しかしながら、支給後の事業実施状況報告の際には事業実施主体の信用調査までは実施していない。
- 「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」については、事業対象を農業法人としている。
- 法人の場合、事業計画申請時に、総会資料（決算報告書）により事業実施主体の経営状況を確認している。しかしながら、支給後の事業実施状況報告の際には実施主体の信用調査までは実施していない。

⑤ 事業に対する補助金支給プロセスの適切性について

「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」において、当期603百万円の多額の補助金交付をしている（農）秋田市南カントリーエレベーター利用組合によるカントリーエレベーター補助事業に対し、適切に補助金支給のプロセスが取られているか、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により検討した。当該カントリーエレベーター取得に関する補助金支給について、補助金の承認申請、施工業者の入札決定、金額変更に伴う事業実施計画の変更申請、実施に伴う実績報告等補助金支給について適切なプロセスを踏んで実施されていることを確認した。

⑥ 目標未達成の事業のその後のフォローについて

「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」において、目標未達成の事業について、水田総合利用課への質問及び関連資料の閲覧により、状況を確認した。

「6 水田農業基幹施設等整備支援事業」においては、以下の5事業が事業実施計画に定められた成果目標が達成されていない状況であり、国要綱に基づき、目標が達成されるまで未達成状況報告を県まで報告することになっているとのことである。

令和2年度成果目標の目標未達成であったもの

No	事業実施年度	事業内容	政策目的	目標年度	達成率
1	H21	穀類乾燥調製貯蔵施設の再編整備一式	産地	H23	30.10%
2	H22繰越	穀類乾燥調製貯蔵施設	産地	H24	-38.00%
3	H23繰越	品質向上物流合理化施設	産地	H25	18.20%
4	H24	乾燥調製施設	産地	H26	11.00%
5	H24繰越	乾燥調製施設の高度化	産地	H26	30.40%

（農林水産部提供資料）

⑦ 職員の関与状況について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標と示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、水田総合利用課に質問したところ、事業ごとの人件費は把握していないとの回答であった。

しかしながら、各事業の投入額に見合った効果が上がっているか判断するためには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要であり、まずは、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきと考える。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ. 包括外部監査の結果—総論」に記載している。

## 6. 秋田米をリードする新品種デビュー対策事業

### (ア) 事業の概要

事業名	秋田米をリードする新品種デビュー対策事業【農林漁業振興臨時対策基金】		担 当	秋田米ブランド推進室 秋田米ブランド推進班		
事業年度	平成30～令和3	事業主体	県	当初予算額	150,740 千円	
事業目的	「サキホコレ」の本格デビューに向け、高品質な米を安定供給するための生産対策やブランドイメージ構築のための流通・販売対策、戦略的な情報発信等を総合的に実施する。			財 源	国 庫	73,837 千円
				内 訳	繰入金	76,896 千円
					諸収入	7 千円
実施内容	1 確かな品質で安定供給できる生産体制確立事業 21,094千円 (◎10,155千円、◎10,932千円、◎7千円)			品質・食味の一層の向上と地域別栽培マニュアルの策定に向け、引き続き栽培試験を実施するとともに、栽培栽培の普及や区分集荷体制の構築を進める。		
	(1) 品種栽培特性調査			現地栽培試験 (3か所)		
	(2) 商品訴求力の向上につながるデータ収集			炊飯特性分析 (委託先: (株)アイホー炊飯総合研究所)		
	(3) 品種特性を發揮できる栽培方法等の調査			施肥反応試験 (農試1か所)、特別栽培米の栽培試験 (農試1か所) 食味関連調査 (委託先: (一財)日本穀物検定協会、43点)		
(4) 生産・集荷体制の構築			①栽培技術の普及			
			ア) 技術情報の提供 (技術普及展示ほの設置 (20か所)、SNS等の活用)			
			イ) 研修会の開催 (指導者研修 (5回)、生産者研修 (各地域で年5回))			
			ウ) 生産技術の研鑽 (県域の生産者協議会の設立)			
			②区分集荷体制の構築			
			ア) 事業内容: JA等集荷団体における食味分析計の導入支援 (2台)			
			イ) 補助率: 国1/6以内、県1/6以内			
2 トップブランド米の地位確立に向けた流通・販売対策事業 5,563千円 (◎2,927千円、◎2,636千円)			総合プロデューサーの監修の下でプロモーション等の統一的な展開を図り、訴求力のあるブランドイメージを構築する。			
(1) ブランド化総合プロデュース			ロゴマークの活用や、広告・イベントの企画等に係る指導・助言			
(2) 流通・販売促進活動			卸・小売調査、商標登録、海外商標登録 等			
3 知名度や関心を高めるための戦略的な情報発信事業 118,322千円 (◎58,106千円、◎60,216千円)			デビュー前から戦略的に情報を発信し、県内外において関心や期待感を高める。			
(1) プロモーション活動			ロゴマークデザイン発表、先行販売イベント、メディアを活用した話題創出、サンプル米の配布 等			
(2) 情報発信活動			学校給食への提供、農業系高校における栽培実習、ホームページによるPR 等			
4 ブランド化戦略推進体制整備事業 5,761千円 (◎2,649千円、◎3,112千円)			「秋田米新品種ブランド化戦略本部」の円滑な運営を図るとともに、「秋田米新品種ブランド化戦略」に基づく各種取組を推進する。(本部会議及び専門部会の開催等)			

### (イ) 事業の背景

秋田県では、広大な水田と豊かな水資源、稲作に適した気候条件、先人から引き継がれた営農技術を背景に、品種や栽培技術の開発・普及により、良質米の生産と、安定的な供給体制を構築し、我が国有数の米産地として発展してきた。

国主導による米の生産調整が廃止され、各産地の主体的な判断のもとに米生産が行われるようになる一方、人々のライフスタイルや嗜好の変化、米の消費量の減退など、米を巡る情勢は目まぐるしく変化している。全国の米産県においては、良食味新品種を市場に投入し、大規模なプロモーションを展開するなど、需要の獲得に向けた活発な動きが見られ、「あきたこまち」を擁する秋田県にあっても、高いブランド力を備えた新品種のデビューが待ち望まれていた。

このような中、平成26年度から幾多の選抜試験を経て、極良食味系統「秋系821」を開発し、これを秋田米のフラッグシップ品種に据え、産地間競争に打ち勝つ「トップブランド米」を目指すために、本事業が設けられた。

### (ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

当事業は、県政の運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」を補完し、農林水産施策全体を網羅する基本計画として位置づけられる「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」の中の「施策3 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用」に示される「方向性② 次代を担う秋田米新品種デビューと販売対策の強化」のうちの「取組② 秋田米をリードする新品種の開発とデビュー対策の実施」を具体化した事業である。

そこで示されている数値目標は以下の通りである。

数値目標	基準年度 平成27年度	目標年度 令和3年度	実績 令和3年度
作付面積	なし	25ha	80ha

### (エ) 監査手続

- 事業の概要に記載の「事業目的」、「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、水田総合利用課秋田米ブランド推進室への質問及び関連資料の閲覧により、当該「実施内容」及び「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 「2 トップブランド米の地位確立に向けた流通・販売対策事業」、「3 知名度や関心を高めるための戦略的な情報発信事業」においては、外部の総合プロデューサーやプロモーション会社を利用しているため、その外部業者を適切に選定されているか検討した。

➤ 事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検討した。

(オ) 監査結果

① 「実施内容」及び「事業指標」の適切性について（意見）

秋田米をリードする新品種デビュー対策事業の事業目的としては、「事業目的」に記載のとおり、「「サキホコレ」の本格デビューに向け、高品質な米を安定供給するための生産対策やブランドイメージ構築のための流通・販売対策、戦略的な情報発信等を総合的に実施する。」こととしている。

この事業の実施内容として、以下の事業を実施しており、事業目的と整合的であると考えられる。

事業目的	実施内容	
高品質な米を安定供給するための生産対策	1 確かな品質で安定供給できる生産体制確立事業	4 ブランド化戦略推進体制整備事業
ブランドイメージ構築のための流通・販売対策	2 トップブランド米の地位確立に向けた流通・販売対策事業	
戦略的な情報発信	3 知名度や関心を高めるための戦略的な情報発信事業	

この事業の効果を測定する指標として、令和2年3月に策定した秋田米新品種ブランド化戦略において、「「サキホコレ」の生産数量及び作付面積」を選定している。

「サキホコレ」の生産数量及び作付面積

区分・年度		令和3年度	令和4年度	令和8年度 (目標)	令和13年度 (将来)
生産数量	目標値	400t	4,000t	20,000t	40,000t
	実績値	455t	3,700t(見込)		
作付面積	目標値	80ha	800ha	4,000ha	8,000ha
	実績値	80ha	733ha		

(農林水産部提供資料より作成)

事業指標の「「サキホコレ」の生産数量及び作付面積」は、事業目的の「高品質な米を安定供給するための生産対策」に適した事業指標と考えられる一方、「ブランドイメージ構築のための流通・販売対策、戦略的な情報発信等」に対する指標と

はなっていないため、より適切な事業指標を設定する必要があると考えられる。

この点につきヒアリングしたところ、ブランド化の証が生産量に反映されることから、当初「ブランドイメージ構築のための流通・販売対策、戦略的な情報発信等」を実施する際に目標設定していなかったが、ブランドイメージ構築できたかどうか、プロモーションを依頼した会社に認知度調査を依頼しており、2022年度中に調査を行うこととしている。

なお、本事業の予算推移は以下の通りとなっている。

秋田米をリードする新品種デビュー対策事業の予算推移					
(単位：千円)					
事業内容	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	累計額
秋田米をリードする新品種生産対策	24,779	26,000			50,779
確かな品質で安定供給できる生産体制確立事業			41,471	21,094	62,565
秋田米をリードする新品種流通・販売対策	9,224	13,461			22,685
トップブランド米の地位確立に向けた流通・販売対策事業			14,657	5,563	20,220
知名度や関心を高めるための戦略的な情報発信事業			63,810	118,322	182,132
ブランド化戦略推進体制整備事業			8,186	5,761	13,947
合計	34,003	39,461	128,124	150,740	352,328
(農林水産部提供資料)					

令和4年度からは、この事業は「サキホコレ！トップブランド確立事業」として、「サキホコレ」が全国トップブランドとしての地位を確立するため、高品質な米の安定供給に向けた生産対策やブランドイメージと販売チャネル構築のための流通・販売対策、戦略的な情報発信等を総合的に実施している。

## ② 外部業者の選定の適切性について

「2 トップブランド米の地位確立に向けた流通・販売対策事業」、「3 知名度や関心を高めるための戦略的な情報発信事業」においては、外部の総合プロデューサーやプロモーション会社を利用しているため、その外部業者を適切に選定されているか検討した。

以下の表は、「3 知名度や関心を高めるための戦略的な情報発信事業」等の外部委託事業一覧である。

No.	委託業務名	契約額
2	トップブランド米の地位確立に向けた流通・販売対策事業	
1	秋田米新品種ブランド化総合プロデュース業務委託	1,980,000
2	秋田米新品種商標登録業務委託 (うち¥280,300をR4年度へ繰越)	1,934,400
3	知名度や関心を高めるための戦略的な情報発信事業	
1	新品種サンプル米製作等業務委託	17,115,411
2	秋田米新品種「サキホコレ」イメージ音頭制作業務委託	3,190,000
3	秋田米新品種「サキホコレ」プレデビュー業務委託	29,480,000
4	秋田米新品種「サキホコレ」メディア活用業務委託	29,810,000
5	秋田米新品種「サキホコレ」イメージ音頭半纏・団扇製作業務委託	172,000
6	秋田米新品種「サキホコレ」交通広告活用業務委託	24,970,000
7	「サキホコレ」ブランディングデザイン制作業務委託	990,000
8	秋田米新品種「サキホコレ」PR資材製作等業務委託	6,556,000
9	秋田米新品種「サキホコレ」名刺米用木箱製作業務委託	898,700
10	秋田米新品種「サキホコレ」ノベルティグッズ等製作業務委託	559,350
11	秋田米新品種「サキホコレ」ロゴマーク入りマスク製作業務委託	521,400
12	食糧ジャーナル増刊号広告掲載業務委託	300,000
13	秋田米新品種「サキホコレ」リーフレット等製作業務委託	792,000

(農林水産部提供資料)

このうち、「No.3-3 秋田米新品種「サキホコレ」プレデビュー業務委託」、「No.3-4 秋田米新品種「サキホコレ」メディア活用業務委託」、「No.3-6 秋田米新品種「サキホコレ」交通広告活用業務委託」について、企画提案競技審査会議事録、企画提案競技審査会審査結果、内部統制確認シート、委託契約書、業務完了報告書等を閲覧することにより、適切に選定され委託業務が実施されていることを確認した。

委託業務名	No.3-3 秋田米新品種「サキホコレ」プレデビュー業務委託
審査結果	順位1 アートシステム・ジェイアール東日本企画・電通東日本共同企業体 390点 順位2 330点、順位3 306点
業務内容	(1) 米袋デザイン発表イベントの開催 (首都圏) (2) 米袋デザイン周知イベントの開催 (秋田県内) (3) 先行販売キックオフイベントの開催 (4) プレデビューキャンペーンの開催 (5) 各種デザインの制作 (20種類程度) (6) 映像コンテンツの制作 (4本)

	(7) ウェブサイトの改修 (8) その他
--	--------------------------

委託業務名	No.3-4 秋田米新品種「サキホコレ」メディア活用業務委託
審査結果	順位1 アートシステム・電通東日本共同企業体 390点 順位2 330点、順位3 312点、順位4 306点
業務内容	(1) パブリシティ活動…テレビ、雑誌その他多様なメディアにおける番組化、記事化を実施 (2) 各種広告の掲出…マスメディア等を活用した広告を掲出 (3) SNS用コンテンツの制作・発信 (4) その他…(1)～(3)までに掲げる業務のほか、各種メディアを活用した「サキホコレ」の魅力発信や秋田米のイメージアップの実施

委託業務名	No.3-6 秋田米新品種「サキホコレ」交通広告活用業務委託
審査結果	株式会社ジェイアール東日本企画秋田支店 参加者は1社であり、基準点の6割以上となった委託候補者に選定
業務内容	(1) 首都圏における交通広告の展開 (2) 県内における交通広告の展開 (3) その他 ア 県庁正面玄関車寄上への看板掲出 イ 大型トラックへのラッピング広告の掲出 (4) その他 (1)から(3)までに掲げる業務のほか、交通広告を活用したサキホコレへの関心や期待感を高めるための取組及びサキホコレを含む秋田米全体のイメージを向上するための取組

### ③ 職員の関与状況について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標と示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、秋田米ブランド推進室に質問したところ、事業ごとの人件費は把握していないとの回答であった。

しかしながら、各事業の投入額に見合った効果が上がっているか判断するためには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要であり、まずは、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきと考える。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ. 包括外部監査の結果—総論」に記載している。

## 7. 日本型直接支払交付金事業

日本型直接支払交付金事業には、「多面的機能」と「中山間地域等」の2種類の交付金事業がある。

### (ア) 事業の概要

事業名	日本型直接支払交付金事業（多面的機能）		担当	農山村振興課 地域環境保全班	
事業年度	平成 26～	事業主体	県、市町村、協議会、活動組織	当初予算額	3,584,100 千円
事業目的	地域の共同活動に係る支援を行い、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ることで、地域資源の適切な保全管理及び担い手への農地集積を推進する。		財源内訳	国庫	2,414,600 千円
				一般	1,169,500 千円
実施内容	1 農地維持支払交付金 1,998,000 千円 (◎ 1,332,000 千円、⊖ 666,000 千円)		農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動を支援する。		
	<p>(1) 事業量 98,500ha</p> <p>(2) 支援要件 ①農業者等の活動組織を設立すること。 ②5年間の事業計画書を作成して市町村の認定を受けること。 ③「地域資源の基礎的保全活動」、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の双方の活動を実施すること。</p> <p>(3) 交付単価 田 3,000 円/10 a、畑 2,000 円/10 a</p> <p>(4) 負担割合 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</p>				
実施内容	2 資源向上支払交付金 1,510,500 千円 (◎1,007,000 千円、⊖503,500 千円)		水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成、施設の長寿命化のための活動等を支援する。		
	<p>(1) 支援要件 ①農業者以外の者を含めた活動組織を設立すること。 ②5年間の事業計画書を作成して市町村の認定を受けること。 ③地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を実施すること。</p> <p>(2) 交付単価 ①共同活動（新規）田 2,400 円/10 a、畑 1,440 円/10 a （継続）田 1,800 円/10 a、畑 1,080 円/10 a ②長寿命化 田 4,400 円/10 a、畑 2,000 円/10 a</p> <p>(3) 加算措置（県拡充） ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 多面的機能の増進を図る活動（遊休農地の有効活用、防災・減災力の強化など）の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等に、資源向上支払（共同）に対して加算する。 （交付単価 田 400 円/10 a、畑 240 円/10 a） ②農村協働力の深化に向けた活動への支援</p>				

<p>構成員のうち非農業者等が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合に、上記支援に更に加算する。  （交付単価 田 400 円/10 a、畑 240 円/10 a）</p> <p>③組織の広域化・体制強化  活動組織の広域化・体制強化のため、広域活動組織の面積規模に応じた支援を行う。  （交付単価 200ha 以上 1,000ha 未満：8 万円/年・組織、1,000ha 以上：16 万円/年・組織）</p> <p>④水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進  交付を受ける水田面積の1/2以上で田んぼダムの取組を行う場合、資源向上支払（共同）に対して加算する。（交付単価 田 400 円/10 a、畑 240 円/10 a）</p> <p>（4）負担割合 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</p>
<p>3 多面的機能支払推進交付金 75,600 千円（◎75,600 千円）  事業の適正かつ円滑な実施に資するため、県・市町村・協議会（推進組織）に対し交付金を交付する。</p> <p>（1）負担割合 国 10/10</p>

事業名	日本型直接支払交付金事業（中山間地域等）		担 当	農山村振興課 地域環境保全班
事業年度	令和 2～6	事業主体	県、市町村、推進組織、農業者等	当初予算額 829,646 千円
事業目的	中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持し、耕作放棄の発生を防止するとともに、多面的機能を保全する観点から、当該農業生産活動等を行う農業者に対し交付金を交付する。 また、制度の周知及び直接支払対象地域の指定等、直接支払いの交付を適正かつ円滑に実施するため必要な経費を助成する。		財源内訳	国庫 558,192 千円 一般 271,454 千円
実施内容	1 中山間地域等直接支払交付金 811,593 千円（◎540,889 千円、⊖270,704 千円） （1）対象地域及び対象農用地 ①の対象地域のうち②の要件に該当する 1 ha 以上の面的なまとまりのある農用地 ※共同活動による保全の場合は、飛地等の合計で 1 ha 以上でも可。 ①対象地域 ア）法指定地域（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、棚田地域振興法の指定地域） イ）知事特認地域（地域の実態に応じ知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域） ②対象農用地ア）急傾斜農地（田 1/20 以上、畑 15 度以上） イ）自然条件により小区画・不整形な水田（大多数が 30 a 未満で平均 20 a 以下）			

- ウ) 草地比率の高い(70%以上)地域の草地
- エ) 傾斜採草放牧地
- オ) 市町村長の判断により対象となる農地  
(緩傾斜農地(田1/100以上、畑8度以上)、高齢化率・耕作放棄率の高い農地等)

(2) 対象行為

耕作放棄の防止等のため、取組事項、生産性・収益の向上、担い手の定着等に関する目標等を記載した集落協定又は個別協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等

(3) 対象者

(2)の協定に基づき、5年以上継続して農業生産等を行う農業者等(生産組織、第3セクター等を含む)

(4) 対象面積 10,100ha

(5) 交付単価 ①田 急傾斜:21,000円/10a、緩傾斜:8,000円/10a  
②畑 急傾斜:11,500円/10a、緩傾斜:3,500円/10a

(6) 加算措置 ①棚田地域振興加算 10,000円/10a(田1/20以上、畑15度以上)  
②超急傾斜農地保全管理加算 6,000円/10a(田1/10以上、畑20度以上)  
③生産性向上加算 3,000円/10a(地目に関わらず)  
④集落協定広域化加算 3,000円/10a(地目に関わらず)

(7) 負担割合 ①法指定地域 国1/2、県1/4、市町村1/4  
②知事特認地域 国1/3、県1/3、市町村1/3

(8) 事業主体 農業者等

2 中山間地域等直接支払推進交付金 18,053千円(◎17,303千円、◎750千円)

(1) 事業内容等

①都道府県推進事業 2,500千円(◎1,750千円、◎750千円)

ア) 事業内容 中立的審査機関の設置、運営、審査事務及び市町村担当者への指導等

イ) 補助率 国1/2、県1/2

②市町村推進事業 12,553千円(◎12,553千円)

ア) 事業内容 確認事務や交付金支払事務及び集落や農家に対する説明会等

イ) 補助率 国1/2、市町村1/2

③推進組織推進事業 3,000千円(◎3,000千円)

ア) 事業内容 市町村や集落、農家等へ制度の推進活動等

イ) 補助率 国定額

(2) 事業主体 県、市町村、推進組織

(イ) 事業の背景と役割

農業・農村の多面的機能の維持・向上を図るため、日本型直接支払制度を活用

し、地域の協働活動や環境保全効果の高い営農活動、中山間地域等の条件不利地域における農業生産活動の継続等に対して支援する必要がある。

(農業・農村は、「国土の保全」「水源の涵養」「自然環境の保全」「良好な景観の形成」等の機能を有しており、その利益は広く国民が享受している。こういった機能を多面的機能という。)

#### ① この事業の国策としての役割

平成27年4月に施行された「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」の中に記載の通り、地域における貴重な資源である農用地保全の取組が、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たし、結果的に国民の多くに恵沢をもたらすことにつながる。

#### ② この事業の県民のための役割

県の取組の中に「農地等の保全と活用」があるが、農業生産活動の継続や地域住民の協働による農地・農業用施設の維持・保全活動を支援することにより、農業・農村の有する多面的機能が、県民や農家へ多くの恵沢をもたらすことになる。

#### (ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

当該事業は、「施策7 地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり」の「方向性2 里地里山の保全管理と鳥獣被害対策の強化」の中の、「取組②：農地等の保全と活用」として、農山村地域の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、日本型直接支払制度を活用して農業生産活動の継続や地域住民の協働による農地・農業用施設の維持・保全活動を支援する事業である。

なお上記ビジョンにおいて、当該事業の目標名及び目標値は示されていないが、事業の指標となっているのは、多面的機能支払交付金取組面積及び中山間等地域直接支払交付金事業取組面積で、平成30年以降それぞれの目標面積は、99,000 (ha)、12,000 (ha) である。

#### (エ) 監査手続

- 事業の概要に記載の事業目的及び実施内容について、当該事業の事業指標と関連付けて、それぞれの交付金が各地域に公平に支払われているかどうかを検討した。
- それぞれの交付金の対象となる地域が広範囲に及ぶため、県と各市町村との連携が重要となる。当該交付金が、事業目的を達成するために適切に使われているかどうかを、県がどのようにして検証しているかについて、関係資料をも

とに確認した。

- 日本型直接支払交付金事業（多面的機能及び中山間地域等）の事業目的の一つは、「耕作放棄の発生防止」である。荒廃農地面積の推移を把握し、本事業との関連を検証した。（※ 荒廃農地等の用語については(オ)監査結果③に記載している）
- 交付金の予算金額（支払限度額）よりも申請金額のほうが多い場合、どのような基準で交付金支払の優先順位を決めているかを検証した。
- 事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検証した。

#### (オ) 監査結果

##### ① 交付金支払のカバー率の低い地域の今後の取組について(意見)

###### 意見の概要

事業目標に対して実績値が追いついていない状況が継続している。交付金支給のカバー率の低い地域については、活動組織（集落）ごとに支給できない理由を把握しているが、効果的な対策が実行しきれていない。交付金の対象面積を増やすという目標を達成し、遊休農地の増加を抑えるためにも各市町村との連携をさらに深め、具体的な対応策を検討して実行していく必要がある。

###### 意見の背景

当該事業の指標となっている、多面的機能支払交付金取組面積及び中山間地域直接支払交付金事業取組面積の、目標に対する実績の割合は以下の通りである（面積は、両者の重複面積もカウントしている）。

###### 多面的機能支払交付金取組面積 (ha)

指 標	H30 年度	R01 年度	R02 年度	R03 年度
目 標 a	99,000	99,000	99,000	99,000
実 績 b	97,510	96,626	97,011	97,866
b/a	98.5%	97.6%	98.0%	98.9%

###### 中山間地域直接支払交付金事業取組面積 (ha)

指 標	H30 年度	R01 年度	R02 年度	R03 年度
目 標 a	12,000	12,000	12,000	12,000
実 績 b	10,429	10,419	9,808	9,844
b/a	86.9%	86.8%	81.7%	82.0%

表のとおり、両者の取組面積の実績値は、継続して目標値に達していないのが現状である。

多面的機能の交付金については、秋田県内の農地面積の7割の範囲で推進組織がカバーしており、カバー率としては東北で第2位、全国でも10位と、高いカバー率を達成している。一方で、カバー率が50%未満の市町村は、小坂町45%、上小阿仁村47%、藤里町47%、五城目町45%、井川町49%となっている。

本交付金は、申請があつて要件を満たしさえすれば、全ての推進組織に対して交付される性質の交付金である。従つて交付金の公平性の観点からは、各推進組織に対して交付金制度が平等に周知され、交付金が広く行き渡るよう支援していく必要がある。

カバー率の低い地域においては、県がヒアリングした結果、その要因として①組織の役員のなり手不足、②事務を担う人材不足、③町村役場のマンパワー不足という理由が上げられている。県としては、引き続き町村や協議会と連携しながら小規模な説明会や座談会を開催するなどを検討しているが、補助金の公平性という観点からも、今後も引き続き対応できていない活動組織（集落）を支援していただきたい。

またカバー率に関しては、「秋田県農山村ふるさと保全検討委員会」においても議論されている。その中には、「事務ができない集落の多くは土地改良区に事務委託を行っている」「中山間地域では一つ一つの集落規模が小さいことから、近隣の組織や大きな組織と統合することによって事務負担を軽減できる」との記載もある。当該委員会では、今後の取組方針として、「広域化の推進」「事務の外部委託」「作業の省力化と外部委託」をあげている。

新たに策定された「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」においても、両交付金の目標面積である農地保全活動面積を、令和2年度の101,908 (ha) から、令和7年度までには104,400 (ha) (いずれの数字も両事業の重複面積を除いた面積) まで増加させることとしている。認識している現状の課題、すなわち事務の担い手不足、活動の担い手不足を解決すべく、各市町村と連携してなお一層の取組が望まれる。

## ② 交付金が適切に使われているかどうかの検証方法について(意見)

### 意見の概要

交付金の使い道をチェックするのは、直接的には各市町村が実施することになっている。農山村振興課にヒアリングしたところ、最終的な提出となる前のチェック段階で、実施状況報告書の不備が散見されるということであった。チェックする側の負担を軽減するためにも、活動組織で実施状況報告書を作成する際の不備の発生

を可能な限り減らす必要がある。チェックリストがあるのでそれをうまく活用し、不備の事例を示すなどの方法でさらに具体的に指導してはどうか。

また交付金が返還されるケースがあるため、現場での確認作業を定期的に行う必要がある。

## 意見の背景

### (交付金交付に関する流れ)

交付金については、各活動組織（集落）からそれぞれの市町村に申請書が届けられ、地域振興局を通じて県に提出される。県はそれに基づいて国に予算を要求する。国から県に交付された財源は、上記とは逆の流れで各活動組織に交付金として支給される。

### (実施状況報告書のチェック状況)

支給された交付金については、活動組織で支出内容をまとめ、実施状況報告書として提出するが、その際に金銭出納帳も併せて提出する。提出先は各市町村と秋田県多面的機能支援協議会で、県には実施状況報告書は送られてこない。このため、実施状況報告書のチェックを行って使途の適切性を精査しているのは、市町村と秋田県多面的機能支援協議会であり、県としては実施状況報告書の最終チェックは実施していない。

ただ県は、約1千件ある活動組織について、各市町村・秋田県多面的機能支援協議会と連携して、毎年約200件ずつローテーションで実施状況報告書作成に関する事務の指導を行っており、不備があれば指導している。令和3年度においては、1,006ある活動組織のうち248の活動組織に対して事務指導を実施していた（実施率25%）。

### (交付金が返還されるケースについて)

国道や県道工事に伴い、用地買収済みの農地、農業用施設や工業・商業施設として転用済みの農地を、交付対象の農用地として参入していた場合、その分の面積が返還対象となったケースがあった。令和2年度に関しては、3市で対象面積は4.9ha、金額ベースで436,599円の返還実績である。

このケースは、市町村担当者が現場に赴いて確認しなければ発見できないケースである。可能な限り現場で確認する作業も必要ではないかと考える。

## ③ 荒廃農地面積の推移と本事業との関連について(意見)

「2020年農林業センサスからみる秋田県農業」によると、2015年の前回調査にお

ける秋田県内の耕作放棄地は9,530haで、2010年の前々回調査から2,119ha(28.6%)増加している。この増加率は、東北の増加率(17.7%増)、全国の増加率(6.8%増)を大きく上回る。

(単位：ha)

年	秋田県	東北	全国
2010	7,411	76,112	395,981
2015	9,530	89,568	423,064
増減数(2015-2010)	2,119	13,456	27,083
増減率(2015/2010)	28.6%	17.7%	6.8%

(出典：2020年農林業センサスからみる秋田県農業)

また、「秋田県各市町村別荒廃農地面積」において、秋田県内25市町村における荒廃農地面積のH26～R2の推移をみると、井川町や大潟村のように荒廃農地面積が継続して0.0haという地区もあるが、秋田県全体ではH26の413.4haからR2は1,041.9haと、大きく増加する結果となっている。

本事業は毎年ほぼ同様の規模で実施されているが、荒廃農地は増加傾向にある。これについて農山村振興課に質問したところ、仮に本事業の実施規模が縮小されると、荒廃農地面積はさらに増加することになるということであった。

確かに本事業だけで荒廃農地や耕作放棄地(遊休農地)の増加に歯止めをかけることは困難であると考えられるが、耕作放棄が増加すると将来的に秋田県農業の衰退につながるだけでなく、災害リスクが増加し、病害虫の発生などを招きやすくなる。

農家の高齢化による廃業の影響も大きいため、他事業とも連携し、荒廃農地等の増加に歯止めをかけるための施策を強化することが望まれる。

#### [用語説明]

- 耕作放棄地…農林水産省が5年に1度実施する統計調査(農林業センサス)で定義されている統計上の用語で、所有されている農地のうち、過去1年以上作付けされておらず、この数年の間に再び作付けする考えのないもの。
- 荒廃農地…現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地(農家の意思は反映されていない)。出典：「荒廃農地の現状と対策」令和3年12月 農林水産省資料より
- 遊休農地…農地法で定められた法令用語。一般的には荒廃農地とほぼ同じ意味。

④ 交付金の支給状況について

本事業の予算については、翌年度の予算を各市町村から提出してもらい、国に対して予算要求する。本制度は、国が予算の範囲内で交付する仕組みであり、概ね要求額の97%の交付となっているため、交付額の範囲内で各市町村に配分することになる。

このケースに該当する事例を検証した。

- a 各自治体からの水路の整備に関する要求額…約3.4億円
- b 国からの交付金…約3億円
- c 要求額に対する交付金割合… $b/a=88.2\%$

<結論>

各自治体への交付金支給額は、要求額に対して88.2%の割合で均等に支給されていることを確認した。

⑤ 事業に要した人件費の把握について(意見)

(意見)

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標として示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、農山村振興課に質問したところ、事業ごとの人件費は把握していないとの回答であった。しかしながら、各事業の投入額に見合った効果が上がっているかを判断するには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要である。そのためまずは、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきであると考え。なお詳細は、本報告書「Ⅲ.包括外部監査の結果—総論」に記載している。

## 8. 元気な中山間農業応援事業

### (ア) 事業の概要

事業名	元気な中山間農業応援事業 【農林漁業振興臨時対策基金】【中山間地域土地改良施設等保全基金】		担 当	農山村振興課 調整・地域活性化班	
事業年度	平成26～令和3	事業主体	県、市町村	当初予算額	211,864 千円
事業目的	平地に比べ営農条件が不利な中山間地域を対象に、経営規模は小さくとも一定の所得が確保できるよう、地域が主体となった計画づくりとその実現に必要な取組を支援する。		財源内訳	国庫	55,000 千円
				繰入金	127,056 千円
				諸収入	10,508 千円
				県債	19,300 千円
実施内容	<p>1 中山間地域資源活用プラン策定事業 561千円 (△561千円) 地域特産物等の地域資源を活かした、地域の創意工夫による「地域資源活用プラン」の策定を支援する。 (1) 対象者 市町村 (2) 助成対象 地域資源活用推進協議会の設置・運営 地域資源活用プラン(資源活用計画、年度別事業計画等)の策定 (3) 補助率 1/2以内</p> <p>2 中山間水田畑地化整備事業 100,120千円(国55,000千円、△15,820千円、謄10,000千円、債19,300千円) 地域特産物等の本作物化を図るため、水田の畑地化に必要な基盤整備等を実施する。(6地域) (1) 対象者 農業者 (2) 助成対象 水田の畑地化に必要な基盤等の整備(客土、混層耕、暗渠、用排水施設等) (3) 補助率 ①標準タイプ(県営:工事費200万円以上)国55(50)/100、県35(40)/100、市町村等10/100 ②小規模タイプ(団体営:工事費200万円未満)県1/2以内</p> <p>3 中山間資源を活かす生産体制整備事業 110,000千円(△110,000千円) (1) 地域特産物生産体制強化事業 地域特産物等の生産体制の強化に必要な機械等の導入を支援する。 ①対象者 農業者、農業法人、任意組織、農業協同組合 ②助成対象 地域特産物等に係る機械等の導入(作柄安定施設、出荷調製機械、牛舎等) ③補助率 1/2以内(肉用牛1/3以内) (2) 水稲生産体制再編事業 水稲生産体制の再編に必要な機械等の導入を支援する。 ①対象者 平成29年1月以降設立の集落型農業法人に限る ②助成対象 水稲生産に係る機械等の導入(稲作関連機械、乾燥調製施設の改修等) ③補助率 3/10以内 (3) 中山間6次産業化モデル事業 地域特産物等を活用した6次産業化の実施に必要な機械等の導入を支援する。 ①対象者 農業者、農業法人、任意組織、市町村 ②助成対象 6次産業化に係る機械等の導入(処理加工機械、直売関連機械等) ③補助率 1/2以内 (4) 売れる地域特産物づくり推進事業 新規作物の導入や販売促進活動等、地域独自の取組に対して支援する。 ①対象者 農業者、農業法人、任意組織 ②助成対象 地域特産物の販売促進活動や加工品の試作等 ③補助率 市町村補助額と同額(事業費の1/2を上限) (5) 中山間地域需給調整対応支援事業【新規】 主食用米から転作物に転換するために必要な機械等の導入を支援する。</p>				

①対象者	認定農業者
②助成対象	大豆、麦の生産拡大や省力化に要する機械等
③補助率	1/2以内
4	中山間営農型太陽光発電モデル実証事業 ～監査対象外としたため記載省略～
	1,183千円(△675千円、■508千円)

## (イ) 事業の背景と監査の視点

### ① 事業の背景

秋田県農林水産部が作成する「秋田県農業農村整備実施方針」（以下、『実施方針』という）は、県政の運営指針となる「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」と農林水産施策全体を網羅する基本計画である「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」（以下、『ビジョン』という）の農業農村整備分野を補足・補完し、かつ国の「土地改良長期計画（平成28年8月24日閣議決定）」との整合性を図り、今後の秋田県の農業農村整備の方針が示されたものである。実施方針によると、方針2に示される「守り生かす地域づくり～里地里山の魅力発揮」の取り組みの一つとして「元気な中山間農業応援事業」は位置付けられており、目的に記載されているように、地域資源を生かした特徴ある農業・食ビジネスの実践を通じた、所得の維持・確保を図ることと、地元の主体的・内発的な計画作りに向けた総合的支援が必要とされている。これは「土地改良長期計画」における「政策課題Ⅱ 美しく活力ある農村」に連動するものであり、地域政策として位置づけられている。そこでの具体的な記載は、中山間地域における高齢化や人口減少等に伴う小規模な集落の割合の上昇と、混在化の進行による農家割合の低下が、地域のコミュニティの維持に支障を及ぼし、農地・農業用水等の地域資源の保全管理の低質化を招くこととなる。さらには、生物多様性や景観に影響も生じることから、土地改良事業の実施に当たっては、環境への負荷や影響に配慮していく必要があると整理されている。そして、このような課題への取組には、農業者以外の多様な人材の参画が見込まれ、集落人口の減少の歯止めにも繋がるものである。このため、農地・農業用水等の保全管理の質と持続性の向上に向け、様々な経営規模・経営形態の農業者や地域住民、農村外の人々が関わりながら農村協働力の深化を図るとともに、美しい農村環境の創造を通じた地域づくりに向けた取組も推進すると、取組の大枠が示されている。

### ② 監査の視点

中山間地の農地の整備は、国の「土地改良長期計画」に示されているように、地域政策として、そこで暮らす人々の生活に密着したものであり、小規模な集落における暮らしを支えることが一つの目的と考えられる。そこでは地理的特性から、広大なほ場整備は難しく、農家の高齢化などもあり、農家だけでなく地域住民などの

協力を得ながら農地の保全を行なっていくことが求められている。一方で、中山間地の農地の維持は、生物多様性や景観の維持に繋がるだけでなく、近年頻発している洪水等の災害の予防機能なども持っており、中山間地における農地の整備は、そこで暮らす人々を守るだけでなく、県民全体への影響もあると考えられる。またこの取り組みは、先述のように、地域の暮らしを守り、地域の活性化を促すことが求められることから、農業面だけでなく、医療や福祉、道路や水道など、県内他部署との継続的な連携によるサービスの提供やインフラの整備などが必要であり、当該事業における管理状況を確認するだけでなく、他部署との連携状況についても監査上の視点として進めていく。

#### (ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

秋田県は、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」において「戦略3：新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」「施策7：地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり」「方向性1：多様な資源を生かした地域ビジネスの展開」「取組1」として「中山間地域の資源を生かした取組への支援」を示している。そして、ビジョンではその取組内容として、「条件が不利な中山間地域（特に山間地域）においても、農業による一定の所得が確保できるよう、水田畑地化や地域特産物の生産体制強化等の取組をソフト・ハードの両面から支援します。」と示し、主な取組として、①市町村による地域資源を生かした中山間地域資源活用プランの立案を支援、②水田の畑地化に必要な基盤整備の推進、③地域特産物等の生産体制の強化や6次産業化を支援、④新規導入作物の試験栽培や農産加工品の試作、販路開拓に対する支援の4つの取組が示されている。そこで示されている目標及び事業指標は次の通りである。

目標名	基準年度 平成28年度	目標年度 令和3年度	実績 令和3年度
中山間地域資源活用プラン策定地域数（累計）	37件	60件	57件

#### (エ) 監査手続

- 事業の概要に記載の「事業目的」「実施内容」及び「事業指標」の関連性について、農山村振興課への質問及び関連資料の閲覧により、当該「実施内容」及び「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。

- 事業の実施が県民に対し公平に実施されているかについて、農山村振興課から提出された「管内別取組資料」をもとに、農山村振興課へヒアリングし検証した。
- 実施した事業の進捗状況が適切に管理されているかについて、「個別の事業の進捗管理表」をもとに、農山村振興課へヒアリングし検証した。
- 補助金を支出した事業の対象財産の管理状況について、規定に基づき実施状況の説明を受け財産が有効に活用されているかどうかを検証した。
- 各事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検証した。

#### (オ) 監査結果

##### ① 「実施内容」及び「事業指標」の適切性について

元気な中山間農業応援事業は、中山間地域資源活用プラン策定事業、中山間水田畑地化整備事業、中山間資源を活かす生産体制整備事業、中山間営農型太陽光発電モデル実証事業の4つの事業から構成されており、その目的は、中山間地域を対象に、経営規模は小さくとも一定の所得が確保できるよう、地域が主体となった計画づくりとその実現に必要な取組を支援することにある。目的達成のための、水田の畑地化といった基盤の整備や、地域固有の事業推進に必要な機械等の購入は事業者単独で進めるのではなく、地域資源活用推進協議会を設置・運営し、地域資源活用プラン（資源活用計画、年度別事業計画等）を策定しなければならない。このような地域の農家やその他の事業者との繋がりづくりが、この事業の前提にあることを考えると、地域が協力して策定される「中山間地域資源活用プラン策定地域数」を指標とすることは適切なものと判断する。

##### ② 職員の関与状況の把握について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標として示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。農山村振興課では、事業ごとの人件費は把握していないとのことであった。しかしながら、各事業の投入額に見合った効果が上がっているかを判断するには、補助金のような直接的な支出だけでなく、人件費も含めた投入金額との比較が必要である。

職員の事業への関与時間を明らかにすることにより、事業の状況の理解にもつながるし、また事業の経済性を図る上でも、それはより有効な手段となる。そのためにもまずは、職員の事業ごとの関与状況を把握すべきと考える。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ. 包括外部監査の結果—総論」に記載している。

##### ③ 事業に対する補助金支給後のフォロー期間及び方法の適切性について（指摘）

事業に対する補助金支給後のフォロー期間及び方法について、農山村振興課への

質問及び関連資料の閲覧により確認したところ、以下の通りであった。

#### 助成内容について

補助金の対象は、事業内容に示されている3つの事業メニューに係る生産・収穫調製・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費等となっている。そして当該補助金支出後の管理については、「元気な中山間農業応援事業実施要領」に則って、事業実施主体が、本事業の完了後3年間、当該年度における事業実施状況を、当該年度の翌年度の4月末日までに報告することになっている。

#### 問題点について

当該補助金により購入された農業用機械設備等の法定耐用年数は7年であるため、事業実施主体による事業実施状況の報告期間が事業完了後の3年間では、事業者が意図的に耐用年数以前に売却処分しても把握しにくい状況となっている。

#### 管理手法について

対象財産の数が多く個々の補助金額が少ない場合もあり、全ての財産に同様の取り組みをする必要はないかもしれないが、まずは現行における3年間の事業実施状況の報告手続きの有効性を検討し、最低限必要な手続きにとどめるなどの簡素化を検討するとともに、意図的な財産の売却を牽制するために、期間経過後も、金銭的な重要性などを考慮し、一部の財産については、実際に当該財産が活用されているという心証を得るような手続きが必要と考える。

#### ④ 事業実施にかかる公平性について（意見）

秋田県では、「元気な中山間農業応援事業実施要領」において、当該事業の対象地域である中山間地域を以下のように規定している。

元気な中山間農業応援事業実施要領～抜粋～

#### 第2 事業の対象地域

1 「秋田県版中山間地域」に該当する地域として次のいずれかに該当する地域とする。

(1) 中山間地域資源活用プラン策定時点における旧市区町村別農業地域類型区分に分類される旧旧町村（山間農業地域）

(2) 前項の区分において中間農業地域に分類される旧旧町村のうち、「山村振興法」及び「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」の両方で指定された地域（中間農業地域（秋田県版））

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 2 「守りたい秋田の里地里山50」実施要領により認定された地域を含む地域 |
| 3 その他、山間農業地域に準じる地域として市町村長の特に認める地域    |

このように秋田県では、合計94地域（重複考慮後）を中山間地域として捉えている。

このうち山間農業地域44地域と中間農業地域（秋田県版）31地域の合計75地域について中山間地域資源活用プランの策定状況を確認したところ、半数を超える43地域において作成されていた。また、ほ場整備事業（経営体育成基盤整備事業）など他の事業で既に地域づくりに取り組まれている地域も11地域あり、これらを加味すると7割を超える54の地域で中山間地域における地域づくりに取り組まれていることがわかった。当該事業は、中山間地域における地域の主体的な農業所得の獲得に向けた計画づくりの支援を目的としたものではあるが、その前提に地域の農家やその他の事業者との繋がりづくりがあることを考えると、多くの地域で取り組みが進められているといえるだろう。

一方で、地域別の策定状況を現在の市町村単位で見ると、多くの市町村で半数を超える取り組みが進められているものの、北秋田市が9地域に対して3地域、能代市が4地域に対して1地域となっており、係数から見ると取り組み状況が順調に進んでいるとはいえない状況である。中山間地域と言っても必ずしも地域のつながりが希薄なところだけではなく、市町村が地域づくりや地域の農業への取り組みを支援しなければならない地域だけとは限らないかもしれない。そのため、県は、各地域における中山間地域資源活用プラン策定に係る取り組み状況を把握し、市町村や地域の状況に応じて必要な支援を行って行く必要があると考える。

#### ⑤ 中山間地域振興に係る部署間連携の取組について（意見）

##### 中山間地域対策の横断的な取り組みの必要性について

少子高齢化が急速に進む中山間地域に対する取り組みは、そこで暮らす人々の生活を支えることだけでなく、国土の環境保全という観点からも重要性が増してきており、農林水産省だけでなく、内閣府、総務省、国土交通省、厚生労働省などさまざまな省庁からその取組方針が示されている。中山間地域での生活を考えると、農業といった側面だけでなく、福祉や教育的側面、道路や水道、消防といった生活インフラ的側面など、多くの行政サービスが提供される必要がある。平成29年3月に総務省の過疎問題懇談会から示された「過疎地域等における集落対策のあり方についての提言」（あり方提言）によると、都道府県の役割について、「地域を見つめ、現場と政策をコーディネートする」と示されている。具体的には広域自治体として、市町村の集落対策に係る活動支援に取り組むことや、様々な国の制度を

俯瞰的に見渡し、それらの中からその地域に合った有効な活用方法を検討して市町村に助言するなど、国の制度と市町村の現場を総合的にコーディネートする働きを期待されている。

#### 秋田県の中山間地域への取組状況について

秋田県においても、第3期ふるさと秋田元気創造プランにおいて「本県では、人口減少や高齢化の進行により、従来からの地域コミュニティ活動の継続が困難になってきています。」と述べられているように、中山間地域だけでなく、県内全域におけるコミュニティ活動の停滞が懸念されている。あきた未来創造部地域づくり推進課が主催する「秋田県地域コミュニティ政策推進協議会」（協議会）には、秋田県内の全市町村と、秋田県からは、あきた未来創造部地域づくり推進課、農林水産部農山村振興課、各地域振興局総務企画部地域企画課、教育庁生涯学習課、教育庁生涯学習センターの各部署が参加して、継続的に開催されている。当該協議会では地域コミュニティに係る取り組みについて協議されることとなっており、その対象は必ずしも中山間地域に特定したものではないが、県内に多く広がる過疎化が進む地域は中山間地域が多くを占めることを考えると、中山間地域における地域振興に対する取組については、市町村も含めた県内の連携が行われているといえるだろう。

#### 中山間地域の取組における部署関連携の課題について

令和3年度に開催された協議会の次第からその内容を見てみると、第1回目は、総務省職員による集落支援員制度の紹介及び全国的な取組紹介と高知県職員による高知県の集落支援対策についての報告、第2回目は山形県酒田市のNPO法人湊まちづくりネットワークと福島県会津若松市の大沢コミュニティ振興会からの取組事例の紹介が主な内容となっている。いずれも県外の取り組み事例等の報告にとどまっており、県内の取組事例の共有にまで至っていない。また、県組織内においても福祉関係部署や保健所などは参加されておらず、「あり方提言」で述べられているような、様々な国の制度を俯瞰的に見渡すためには、必ずしも十分な構成とは言えないのではないだろうか。

#### 今後の対応について

国と市町村の間に立って市町村の活動をコーディネートするためには、県組織内の関係部署による積極的な情報交換が不可欠であり、そのような機会を協議会とは別に設ける必要があると考える。それを実行するためには、中心となって働きかける部署が明確となっている必要があるかもしれないが、農山村振興課の業務内容には、中山間地域に係るいくつもの事業が記載されているものの、これをもって中山

間地域の活動振興を推進する部署とは言えないのかもしれない。既に協議会を主催して地域コミュニティへの取組を推進している地域づくり推進課が中心となって、対応策の検討が進められるのが効果的なように思われるが、第2回協議会において、農山村振興課も「農山村振興に向けた展開方向について」報告されているように、実際に中山間地域と多くの関わりを持って情報を蓄積している農山村振興課も、地域づくり推進課と連携しながら関わっていく必要があると考える。

## 9. 経営体育成基盤整備事業

### (ア) 事業の概要

事業名	経営体育成基盤整備事業			担当	農地整備課 農地整備班		
事業年度	平成5～	事業主	県、土地改良区等		当初予算額	9,511,230 千円	
					6月補正後	10,035,430 千円	
事業目的	ほ場の区画整理や暗渠排水等の水田利活用・自給力向上の基礎となる生産基盤を整備するとともに、地域農業を牽引する担い手へ農地を集積し、農業生産性の向上と経営規模の拡大による効率かつ安定的な農業を確立する。				財源内訳	分担金	1,505,902 千円
						国庫	5,318,987 千円
						県債	2,634,500 千円
						一般	576,041 千円
実施内容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 農地集積加速化型事業【6月補正】 区画整理、暗渠排水及び用排水施設などの生産基盤を整備する。 当初 7,796,971 千円 (◎1,377,519 千円、◎4,017,037 千円、◎2,214,200 千円、◎188,215 千円) → 補正後 8,130,071 千円 (◎1,439,502 千円、◎4,196,479 千円、◎2,296,700 千円、◎197,390 千円) ※事務費を含む (356,301 千円)</p> <p>(2) 高度土地利用調整事業 16,105 千円 (◎14,305 千円、◎1,800 千円) ～監査対象外としたため記載を省略～</p> <p>(3) 高度経営体面的集積促進事業、中心経営体農地集積促進事業 (促進費) 高度経営体や中心経営体への農地集積向上のため、集積の実績に応じ、事業費の一定割合を助成する。 1,076,298 千円 (◎586,077 千円、◎140,800 千円、◎349,421 千円)</p> <p>(4) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業【6月補正】 農地中間管理権が設定された農地において、区画整理、暗渠排水及び用排水施設等の生産基盤を整備する。 当初 496,650 千円 (◎47,300 千円、◎295,625 千円、◎138,400 千円、◎15,325 千円) → 補正後 687,750 千円 (◎66,400 千円、◎415,000 千円、◎185,700 千円、◎20,650 千円) ※事務費を含む (23,750 千円)</p> <p>(5) 高収益作物関連支援事業 91,106 千円 (◎73,126 千円、◎11,300 千円、◎6,680 千円) ～監査対象外としたため記載を省略～</p> <p>(6) スマート農業を支える基盤整備実証事業 34,100 千円 (◎34,000 千円、◎100 千円) ～監査対象外としたため記載を省略～</p> <p>2 採択基準</p> <p>(1) 農地集積加速化型</p> <p>①担い手への農地の面的集積率が一定以上増加すること ②受益面積 20ha 以上 (中山間地域型は 10ha 以上) ③30a 以上の区画が受益面積の 2/3 以上であること 等</p> <p>(3) 高度経営体面的集積促進事業、中心経営体農地集積促進事業 目標年度までに高度経営体を 1 以上育成すること 等</p> <p>(4) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業</p> <p>①受益面積 10ha 以上 (中山間地域型は 5ha 以上) ②全ての農地について 15 年以上の農地中間管理権が設定されていること ③収益性が 20% 以上向上すること 等</p> <p>3 負担区分 ※( ) は 6 法指定地域等</p> <p>(1) 農地集積加速化型 国 50(55)% 県 27.5% 地元 22.5(17.5)% (3a) 高度経営体面的集積促進事業 国 50(55)% 県 50(45)% (3b) 中心経営体農地集積促進事業 国 50(55)% 県 50(45)% (4) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業 国 62.5% 県 27.5% 地元 10%</p> <p>4 実施状況 (ハード事業) ※事務費除き (事業費：千円)</p>						
	地区数	全体	R2年度まで	R2年度補正	R3年度当初	R3年度6月補正	R4年度以降
継続	57	155,829,000	100,181,706	13,552,000	7,913,770	-	34,181,524
新規	5	11,041,000	-	-	-	524,000	10,517,000
計	62	166,870,000	100,181,706	13,552,000	7,913,770	524,000	44,698,524

## (イ) 事業の背景と監査の視点

### ① 事業の背景

秋田県農林水産部が作成する「秋田県農業農村整備実施方針」（以下、『実施方針』という）は、県政の運営指針となる「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」（以下、『プラン』という）と農林水産施策全体を網羅する基本計画である「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」（以下、『ビジョン』という）の農業農村整備分野を補足・補完し、かつ国の「土地改良長期計画（平成28年8月24日閣議決定）」との整合性を図り、今後の秋田県の農業農村整備の方針が示されたものである。実施方針によると、方針1に示される「攻め拓く基盤づくり～稼げる産地形成～」の取り組みの一つとして「経営体育成基盤整備事業」は位置付けられており、目的に記載されているように、効率的で収益性の高い農業経営を実現するため、農地の大区画化・汎用化等を行うものである。この事業は、農地中間管理事業を活用した農地集積の促進、園芸メガ団地との連携による高収益作物の産地づくりと併せて、三位一体で進める「あきた型ほ場整備」推進の核となる事業であり、秋田県の農業政策として強調されるべきものであり、農業政策全体の基盤をなすものであると考える。「土地改良長期計画」との関係を示すと、産業政策として示されている「政策課題Ⅰ 豊かで競争力ある農業」に対応した「政策目標2 担い手の体質強化」を達成するために講ずべき施策として示されている「施策3 農地の大区画化等や省力化技術の導入による生産コストの削減」などを秋田県の事業として具体化したものと言えるであろう。「土地改良長期計画」における具体的な記載と活動指標は次のとおりである。

施策3 農地の大区画化等や省力化技術の導入による生産コストの削減～抜粋～  
日本再興戦略 2016 における担い手の米生産コスト目標(平成 35 年までに 9,600 円/60kg まで削減)の達成を実現するため、水田の大区画化等を推進する。その際、高低差の少ない低平地においては、安価に整備が可能な畦畔除去による簡易な大区画整備の取組を促進していく。また、一部の地域で見られるような 5ha 程度の巨大区画水田について、給排水口の削減を通じた管理の合理化等を図る観点からも、現場適用性に留意しつつ推進する。  
活動指標  
基盤整備完了面積(水田)における大区画ほ場の割合 約7割以上

### ② 監査の視点

当該事業の位置付けを整理すると、その取組は秋田県や秋田県民だけのものではなく、国の食糧庫としての位置付けが強く現れていると考えられ、全ての事業において事業費の50%以上が国からの補助金となっていることから推察できる。一方で、事業の実施は、地域の農業者からの申請によることから、農業者の事業に取り

組む意識やそのための体力、事業費の一部を負担することとなる市町村の財政状況などによっても影響を受けることが想定される。県民の暮らしや収入を支えることが事業の目的であれば、地域による推進状況を確認しつつ、進捗状況の思わしくない地域に対して働きかける必要もあると思われるが、先述のように国の食糧庫としての位置付けが強いのであれば、効率的に推進できる地域から着手し、効果が低いと思われる地域に対しても同等に事業を推進しなければならないものではないものとする。このような国策としての目的が強い事業であることを意識しながら、監査を進めていく。

#### (ウ) 第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンとの関連

秋田県は、プランにおいて、「戦略3：新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」「施策3：秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用」「方向性4：複合型生産構造への転換を支える基盤整備の促進」「取組1」として「産地づくりと一体となったほ場整備の推進」を定めている。そして、ビジョンではその取組内容について、「ほ場整備を農地中間管理機構による農地集積、メガ団地等の高収益作物の産地づくりと三位一体で推進することにより、効率的で収益性の高い農業経営への転換を加速化します。」とし、主な取組として、①土地利用型作物の生産性向上や高収益作物の導入に不可欠な水田の大区画化や排水対策の推進、②スケールメリットの発現や高収益作物の団地化促進に向けた農業法人等への面的集積の推進、③メガ団地等の大規模園芸拠点整備計画と連携したほ場整備による高収益作物の生産拡大の3つの取組を示している。

そこで示されている目標及び事業指標は次の通りである。

目標名	基準年度 (平成 28 年度)	目標年度 令和 3 年度	実績 令和 3 年度
ほ場整備面積 (累計)	87,675 ha	91,740 ha	91,743 ha

#### (エ) 監査手続

- 事業の概要に記載の「事業目的」「実施内容」及び第3期ふるさと秋田農林水産ビジョンに記載の「事業指標」の関連性について、農地整備課への質問及び関連資料の閲覧により、当該「実施内容」及び「事業指標」が「事業目的」を達成するための内容及び指標として適切かどうかを検討した。
- 事業の実施が県民に対し公平に実施されているかについて、地域別の実施状況資料「経営体育成基盤整備 管内別内訳」をもとに、農地整備課へヒアリングし検証した。
- 実施した事業の進捗状況が適切に管理されているかについて、個別の進捗管理資料「経営体育成基盤整備実施状況 採択順」をもとに、農地整備課へヒアリングし検証した。
- 各事業における職員の関与状況について提示された資料に基づき検証した。

## (オ) 監査結果

### ① 「実施内容」及び「事業指標」の適切性について（意見）

当該事業の目的が効率的な営農が可能なほ場の整備であることから、ほ場整備面積を指標とすることについては適切なものと判断する。ほ場整備については、調査着手から事業完了まで10年程度の期間を要するため、現状の目標指数は、申請に基づき設定されたものであり、計画の阻害要因などを考慮しながら、達成に向け調整することが県に求められる役割であると理解した。

秋田県では令和3年度末時点において、水田整備率（水田面積に対する整備面積）を72%と算定しており、市街化が見込まれていることなどにより取り組みが遅れていた秋田管内や、中山間地域や都市近郊も比較的多い山本管内の要望が増えつつあり、今後もほ場の整備が一定レベルで継続されることが見込まれる。一方で、平成20年度に、農振農用地以外の農地、急傾斜地、小団地など、ほ場整備事業の実施が見込まれない農地面積を把握して母数から控除した要整備面積を把握しており、令和3年度末におけるほ場整備率（要整備面積に対する整備面積）を試算すると、全体で87%となっており、平鹿管内や雄勝管内では95%を超えている。この状況から、地域によっては概ね整備が終わっていると判断することも可能であり、どの地域に注力して事業を推進するか判断する必要があるのではないだろうか。

### ② 職員の関与状況の把握について（意見）

現在、農林水産部が策定している事業施策の概要では、予算金額が指標として示されているだけであり、各事業に係る人件費についての開示がなされていない。そこで、農地整備課に質問したところ、事業毎の人件費は把握していないとの回答であった。関与日数の算定方法の正確性をどこまで求めるかは費用対効果を考慮して決定すべきものと考えているが、各事業の投入額に見合った効果が上がっているかを判断するためには、人件費なども含む投入金額と当該事業の効果との比較が必要である。そのためにまずは、各事業に係る職員の関与状況を把握するべきと考える。

なお詳細は、本報告書「Ⅲ. 包括外部監査の結果—総論」に記載している。

### ③ 事業進捗状況の把握について

事業が決定された事業の進捗状況の把握方法について、農地整備課への質問及び関連資料の閲覧により確認したところ、以下の通りであった。

#### 助成内容について

監査の対象は、金額的重要性を鑑みて判断し、(ア)事業の概要に記載されている(1)農地集積加速化型事業、(3)高度経営体面的集積促進事業及び中心経営体農地集積促進事業、(4)農地中間管理機構関連ほ場整備事業の3つの事業とした。

#### 管理手法について

(1) 農地集積加速化型事業と(4) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業については、地域振興局が対象地区ごとに事業完了までの計画を示した「実施計画表」を作成し、農地整備課と年に2、3回進捗状況を把握し、当該資料等を用いて県と農政局の間でも年に1回程度情報を共有し、必要に応じて事業内容の変更について協議を行っている。

#### 管理状況の確認結果

事業の実施期間は概ね10年程度と見込んでいるが、事業によっては採択から10年を超えたものも存在している。令和3年度に事業完了を予定していた大仙市の強首、強首2期、藪台の3地区について、ヒアリングを行ったところ、「軟弱な農地が一部残っていたことにより工期が延長され、来年度の完了に向けて工事や関係機関との協議及び調整が進められている」との回答を得た。当該工期の延長について、関連資料の閲覧により、関係機関との調整も適切に行われていることを確認した。

#### ④ 事業目的の周知について（意見）

当該事業は、「土地改良長期計画」に記載されている、「食料の安定供給の確保に向け、我が国の食料自給力を維持向上」という、国の政策に対して、秋田県及び秋田県民が国と連携しながら取り組んでいる事業と言えるであろう。「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」において「長きにわたり稲作を中心とした農業が展開され、全国屈指の米産県として、国民に食糧を安定的に供給する役割を果たしてきております。」と知事も述べており、秋田県の農林水産業を象徴し、基盤となる事業ではないだろうか。しかしながら、このような取り組みを県民に伝える機会は、ほ場整備を行なっている近隣の小中学生向けの社会科見学や農林水産部や地域振興局の担当職員による出前授業などで、一部の学校での活動に限られている。パンフレットやホームページの掲載なども行われているが、国の食糧を支えるために県を上げて取り組んでいる社会的にも大きな意義を持つのであれば、この事業の価値を農業者だけでなく県民に広く伝えられるべきと考える。そのための取り組みとしては、例えば、教育委員会と連携して、小学校の授業で活用できる資料を作成し配布するなど、広く確実に伝わる方法を検討してはどうだろうか。

## V. 結び

県が実施する農業施策は、国策としての農業施策と、県民（農家）のための施策が二つの大きな柱である。施策の中には、県が全国に先駆けて実施し、他県の模範にもなっている「園芸メガ団地等」があり、ほ場整備と合わせ農地中間管理事業や園芸メガ団地等と三位一体で進める「あきた型ほ場整備」など、県が誇るべき施策がある。「秋田の農業は自慢できる」ということを、県はもっと県民にPRしてもいいと考える。

一方で小規模ながらも営農している農家も多く、集落を維持するための施策も重要である。新型コロナウイルス感染症の影響や働き方の見直し、人生に対する考え方の変化等もあり、都会から地方へ移住して田舎暮らしを希望する人が増えてきている。また人生100年時代と言われる中、定年退職後の就農を考えている人も増えてくるものと思われる。

秋田県の農業は、農業従事者数の減少や高齢化、耕作放棄地の増加といったマイナスの面もあるが、担い手への農地の集積はかなり進んでいるし農業法人数も増えている。また「米依存からの脱却」「複合型生産構造への転換」も着実に進んでいる。

秋田県の農業の成長産業化を進め、農業の将来が魅力あると思えるような施策を、これからも継続していくことを期待したい。

以 上